

「当取引所市場の特性等を踏まえた上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2021年7月20日

株式会社名古屋証券取引所

株式会社名古屋証券取引所（当取引所）では、当取引所市場の特性等を踏まえた上場制度の整備について、その要綱を2021年5月26日に公表し、本年6月26日までの間、広く意見の募集を行いました。ご意見をご提出いただいた皆様には、本件につきましての検討にご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>＜市場名称について＞</p> <ul style="list-style-type: none">東証と同じ名称とすべきである。市場第二部を「メイン」と名付けるのは、市場第二部の企業が二部に留まることを助長し、企業成長を阻害する懸念がある。「セントレックス」の名称は変更しない方がよい。	<p>※ 今回の上場制度の整備は、個人投資家主体の当取引所の市場特性や市場参加者の利便性等を踏まえ実施するもので、市場コンセプトや基準が東証と同一でないため、独自の名称としております。なお、現市場第二部は、単独上場会社数が最も多く、当取引所の取引の主市場であることからメイン市場と、現セントレックスは、近い将来の上位市場へのステップアップが期待される、全国の次代の企業向け市場の意でネクスト市場と、名称を変更いたしました。</p> <p>※ 当取引所では、上位市場への市場区分の変更制度や上場維持基準等により、上場会社に企業価値向上努力を求めてまいりますとともに、今般の市場コンセプトの明確化に伴う新たな名称が定着するよう周知に努めてまいります。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
2	<p><上場制度見直し全般について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証と同一の基準とすべきである。 ・ 粉飾や不正会計等を行った企業に対する厳格な対処、企業の現状に対応した昇格・降格など、証券取引所としてのガバナンスの透明化支援の制度を設けるべきである。 ・ 株主軽視、株価軽視の企業とならないよう、もっと厳しい基準とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 当取引所では、東証との重複上場会社が多数存在することに鑑み、数値基準について東証と概ね同水準に設定しつつ、当取引所市場の市場特性等を踏まえ、東証と全く同一基準とするのではなく、一定数の個人株主の確保を求める上場維持基準及び個人株主の確保の努力義務を設けるなどの独自基準等を設定しております。 ※ なお、当取引所では、上場会社が適時開示や企業行動規範の遵守等につき、実効性を確保するための措置やガバナンス向上のための報告制度等の充実を図っておりますが、今後も、これらの制度や取組みを継続して検証し、市場の信頼性の維持に努めてまいります。

提出者：1・2＝個人

以 上